

世田谷区 令和7年度 子どもの貧困対策推進フォーラム2026

「子どもの声から子どもの貧困を考える」
～見えづらい子どもの貧困を、子どもの声から考える～

2026年2月

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

国内事業部 子どもの貧困問題解決事業チーム 田代光恵

本日のながれ

「子どもの声から子どもの貧困を考える」

～見えづらい子どもの貧困を、子どもの声から考える～

本日のフォーラムのテーマ:

区内の子どもの約1割が、経済的な理由による生活困難を抱えています。権利の主体である子どもが自分らしく幸せな今を生きるために何ができるか、一緒に考えてみませんか。

1. 「子どもの権利」とは
2. 「子どもの貧困」とは
3. 地域で子どもの貧困を解消するために
4. まとめ・おわりに

**子どもの貧困対策推進
フォーラムせたがや2026**

区内の子どもの約1割が、経済的な理由による生活困難を抱えています。権利の主体である子どもが自分らしく幸せな今を生きるために何ができるか、一緒に考えてみませんか。

日時 2026年2月3日(火) **参加無料**
午後2時～4時30分(午後1時30分開場) **保育可**

場所 せたがやイーグレットホール(世田谷区民会館)
(世田谷4-21-27/東急世田谷線「祖師谷駅」または「世田谷駅」徒歩5分)
※当日はZoomによる同時配信も行います。
参加申し込み受付後、Zoomでの参加方法をご案内いたします。

内容

第1部 基調講演
『子どもの声から子どもの貧困を考える』
講師 田代 光恵氏
公益財団法人セーフ・ザ・チルドレン・ジャパン
プログラム・マネージャー

第2部

(1) 質疑応答
(2) 世田谷区子どもの権利条例の紹介
(3) パネルディスカッション

申し込み方法

インターネット・電話・FAXのいずれかでお申し込みください。
※Zoom参加の方は、インターネットよりお申し込みください。
定員200人、先着順

申込期間
12月15日(月)～1月30日(金)

※未就学児(生後5ヵ月以上～就学前)の保育をご希望の方は、1月20日(土)までに電話でお申し込みください。
※先着5人

※FAXでお申し込みの場合は、「子どもの貧困対策推進フォーラムせたがや」と記載の上、
◎氏名(フリガナ)
◎電話番号(口中にご連絡のつく番号)
◎ご所属(ある場合のみ)
を記入してお送りください。

世田谷区 子ども・若者部 子ども支援課 子ども・子育て支援科
TEL 03-5432-2569/FAX 03-5432-3081

■セーブ・ザ・チルドレンとは

- 「子どもの権利」の実現を目指して100年以上活動する、
- 子ども支援専門の国際NGO
日本を含む約110ヶ国で子ども支援活動を展開



■国内での子どもの貧困に関する主な直接支援活動

子ども給付金

経済的かつ障害や疾病、海外ルーツなど生活の困難がある世帯を対象に、新入学の私費負担軽減(約1,000人)、高校生活の継続支援(宮城県石巻市)

ハロー!ベビーボックス

誕生時から子どもの権利を保障するため、低所得など困難な状況にある妊産婦への新生児用品の提供(約1,500箱)

子どもの食 応援ボックス

夏・冬休みに合わせ、全国約10,000世帯へ食料品、文具、支援制度の情報などを提供。長期休暇中の子どもの食の状況改善が目的。

体験プログラム

さまざまな経験の機会が制約されがちな子どもたちに対する多様な機会提供

1. 「子どもの権利」とは

国際人権基準

社会の中で必要だと合意が得られている権利で、

すべての国が達成すべき共通の基準

9の主要(コア)人権条約 選択議定書(OP)を含めて18条約

強制失踪
条約

障害者権利条約

移住労働者
権利条約

女性差別撤廃
条約

子どもの権利
条約

拷問等禁止
条約

人種差別撤廃
条約

自由権規約

社会権規約

世界人権宣言

国連憲章

<p>第1条 子どもの権利条約では、18歳未満の子を「子ども」とします。</p> 	<p>第2条 工業、農業、採石、漁業、伐木、畜産、鉱業の活動一切及びこれらに関連する活動は、子どもに有害な場合があります。</p> 	<p>第3条 締約国は、子どもの権利を侵害しないよう努力する必要があります。</p> 	<p>第4条 子どもは締約国に子どもの権利を侵害するよう努力する義務があります。</p> 	<p>第5条 子どもの権利を侵害するよう努力する義務があります。</p> 
<p>第6条 生命を脅かす、身体を傷つける、または健康を害する可能性があります。</p> 	<p>第7条 子どもの心から、伝統や文化を奪い、権利を侵害する可能性があります。</p> 	<p>第8条 名前、国籍、居住地、家族、健康記録、宗教、言語、文化、種族、民族、社会的出身、障害、その他の特徴を保持する権利があります。</p> 	<p>第9条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第10条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 
<p>第11条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第12条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第13条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第14条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第15条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 
<p>第16条 子どもは、自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第17条 子どもは、自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第18条 子どもは、自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第19条 子どもは、自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第20条 子どもは、自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 
<p>第21条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第22条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第23条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第24条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第25条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 
<p>第26条 子どもは、自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第27条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第28条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第29条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第30条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 
<p>第31条 子どもは、自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第32条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第33条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第34条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第35条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 
<p>第36条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第37条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第38条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第39条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第40条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 
<p>第41条 「子どもの権利条約」よりもっと重要な権利を保持する義務があります。</p> 	<p>第42条 締約国は、子どもを自国から他の国に送る権利を保持する義務があります。</p> 	<p>1989年11月20日に国際連合で採択された「子どもの権利条約」は全部で54条ありますが、43条から54条は特に二国・国際機関・その他の組織や団体に対する約束ごとです。そのため、この「一覧表」には、特に子どもたちにとって嬉しい42条までの条文を掲載しています。</p> 		

権利 Rights ➡ 当たり前

子どもの権利条約は、子どもにとっての当たり前を、世界中で守ろうと定められた国同士の約束ごと

- 1989年11月20日採択
- 現在196の国と地域が批准

■ 子どもの権利条約 特に大切な4つの権利（一般原則）

生きる・育つ
(第6条)



人種・性・国籍・障害などにより
差別されない
(第2条)



子どもの最善の利益
(第3条)



意見を聴かれ、
正当に重視される
(第12条)



■すべての子どもたちは、生まれたときから「子ども時代を自分らしく、健康に安心して豊かに過ごすための」権利がある

みんな同じように
教育を受けられる
(第28条)



十分な生活を送ること
ができる
(第27条)



暴力から守られる
(第19条)



障害に関係なく
社会に参加できる
(第23条)



情報への
アクセス・保護
(第17条)



難民として特別な
支援を得られる
(第22条)



施設での状況を
審査してもらう
(第25条)



休んだり遊んだり、
スポーツ・文化活動な
どに参加する
(第31条)



■世田谷区でも!

<p>1</p>  <p>いかなる理由でも差別されない権利</p>	<p>2</p>  <p>子どもに 個性のあることが決められ行われるときは、 子どもにとって最もよいことが なにをかんがへ 何かと考えられる権利</p>	<p>3</p>  <p>生きる権利と 成長・発達する権利</p>	<p>4</p>  <p>自分に動議のあることについて、 自由に自分の意見や思いを 表明する権利</p>	<p>5</p>  <p>自分らしくいられ、 個性が尊重される権利</p>	<p>6</p>  <p>公正に評価される権利</p>
<p>7</p>  <p>今も将来も豊かに 生きることができる権利</p>	<p>8</p>  <p>自分のやりたいことを 追求できる権利</p>	<p>みんなが 持っている権利</p> <p>子どもには、人間としての権利だけじゃなく、 成長の途中だからこそ特別に守られる 子どもの権利もあるんだよ。</p>		<p>9</p>  <p>思い切り遊び、自分にとって 楽しいことをする権利</p>	<p>10</p>  <p>自分が知りたい情報を 得られる権利</p>
<p>11</p>  <p>心や身体が疲れた時に 休息することができる権利</p>	<p>12</p>  <p>安全で安心して 生きることができる権利</p>	<p>13</p>  <p>健康に暮らせる権利</p>	<p>14</p>  <p>生活環境と自然環境が 守られる権利</p>		
<p>15</p>  <p>自分で選択して自由に 自己決定できる権利</p>	<p>16</p>  <p>自分らしく学び、 成長・発達できる権利</p>	<p>17</p>  <p>様々なことに挑戦して 失敗できる権利</p>	<p>18</p>  <p>意見や思いを様々な方法で 表すことができる権利</p>	<p>19</p>  <p>対話をして協働する権利</p>	<p>20</p>  <p>地域に参画する権利</p>

せたがやくこ けんりじょうれい
世田谷区子どもの権利条例

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



世田谷区 / 世田谷区教育委員会
〒158-8501 東京都世田谷区世田谷1-1-1

■ 子どもの権利条約批准後の、子どもの権利に関わる法制度など

1994年4月 日本政府「子どもの権利条約」 批准

2016年6月 児童福祉法 改正 ※「子どもの権利」明記

2019年6月 児童虐待防止法、子どもの貧困対策推進法 改正

2023年4月 こども基本法 施行・こども家庭庁発足

2024年6月 子どもの貧困対策推進法→こどもの貧困解消法へ

■ こども基本法 あらゆる子ども施策の基盤となる基本理念を定める

★「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」(第1条)

★子ども施策の基本理念 = 子どもの権利条約の4つの一般原則が念頭におかれている

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達 の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

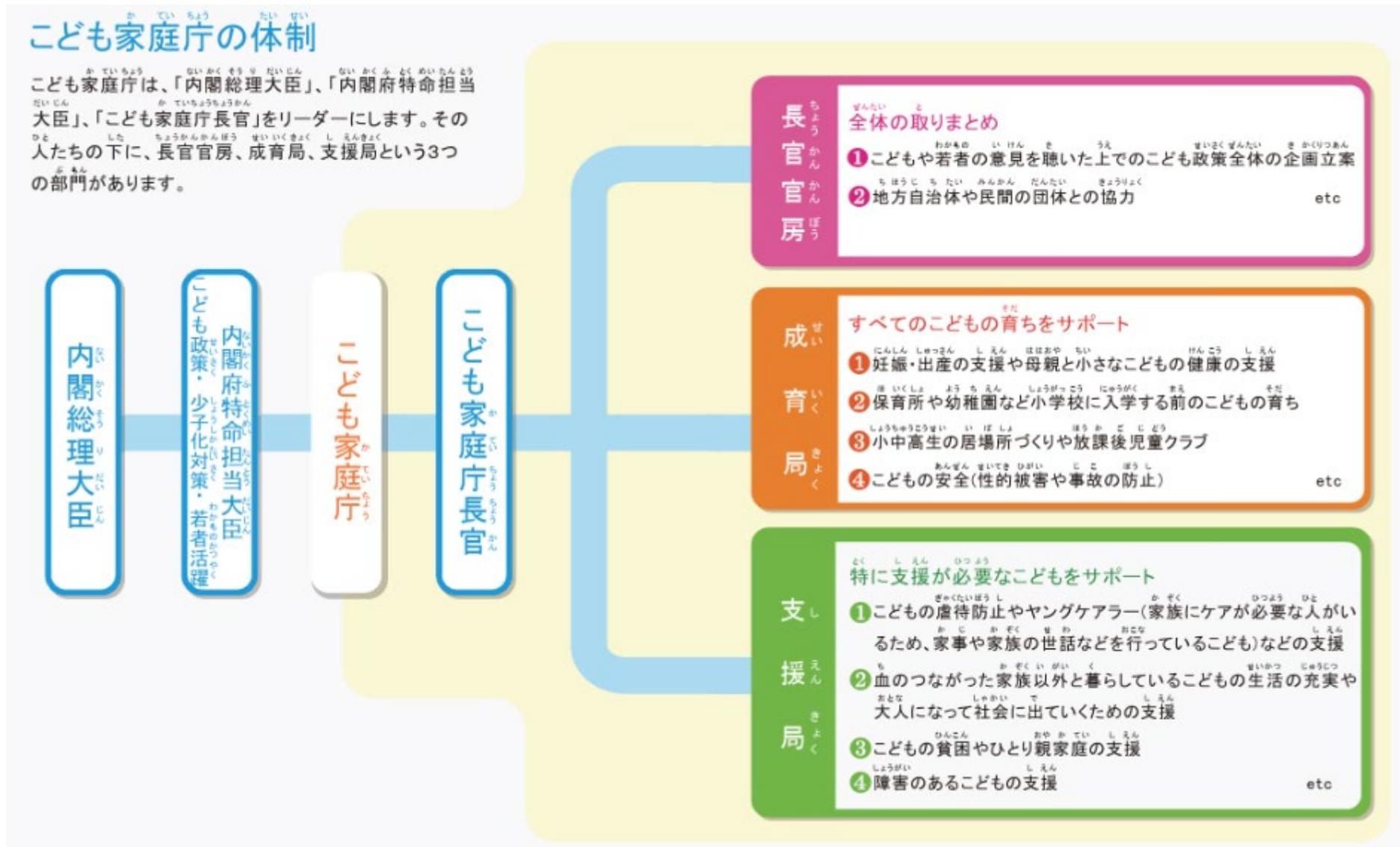
4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



■ 子育て家庭庁 子ども政策の総合調整・司令塔機能を担う



■子どもの貧困対策法2024年改正 ～対策から「解消」へ～

【こども家庭庁による整理】

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正について」より一部抜粋・追記（青字）

●法律名の変更

・こども大綱（令和5年12月22日）において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする。

●目的や基本理念の充実 第1条・第3条

・こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化 →貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、と明記

・「基本理念」に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記 →「貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題である」、こどもと「その家族」、対策は「社会的な取組」と明記

●大綱への関係者の意見反映の規定の新設 第9条第3項

・こどもの貧困大綱を定める際には、貧困の状況にあるこども及びその家族等関係者の意見反映に必要な措置を講ずる規定を新設 →2019年改正でも意見の尊重は明記されたが、大綱作成の意見反映を明記

2024年6月26日 こども家庭庁による各都道府県・政令指定都市こどもの貧困対策主管課への事務通知 別添1「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正について」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/752df913-0c4c-48b1-8b40-62a7cb4b5e67/c9d1e6da/20240705_policies_kodomonohinkon_02.pdf（2026年1月30日閲覧）

しかし・・・

私はひとり親世帯で育っている。母はパートで家は貧困だと思う。
他の子は、塾へ通えたり部活もやれる。

しかし私はお金がないので行きたくても、やりたくても、我慢するしかない。

子どもの権利、ない。悲しい。言葉だけで、実際は守られてない。

(岐阜県・13～14歳・女性)

2. 「子どもの貧困」とは

■ 貧困の種類

絶対的貧困:

人が生きるために必要な最低限の条件が満たされていない状態

(1日2.15ドル未満で生活、極度の貧困状態)

相対的貧困:

ある社会の一般的生活水準よりも低い状態で暮らしている

➡ 見えにくい



■日本の貧困率

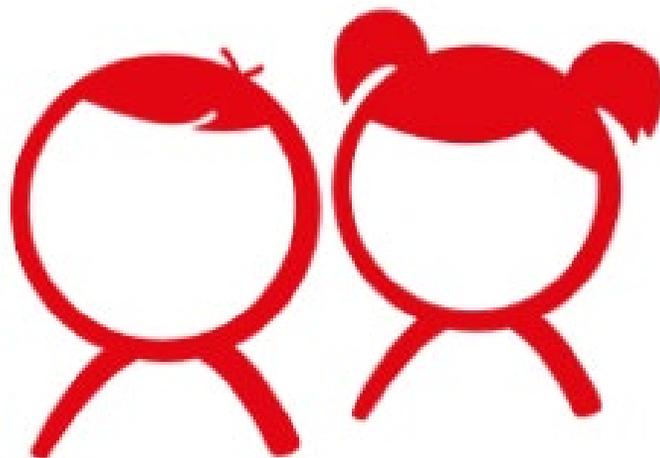
15.4%

日本に住む人 全体の相対的貧困率

6-7人に1人

11.5%
子どもの相対的貧困率

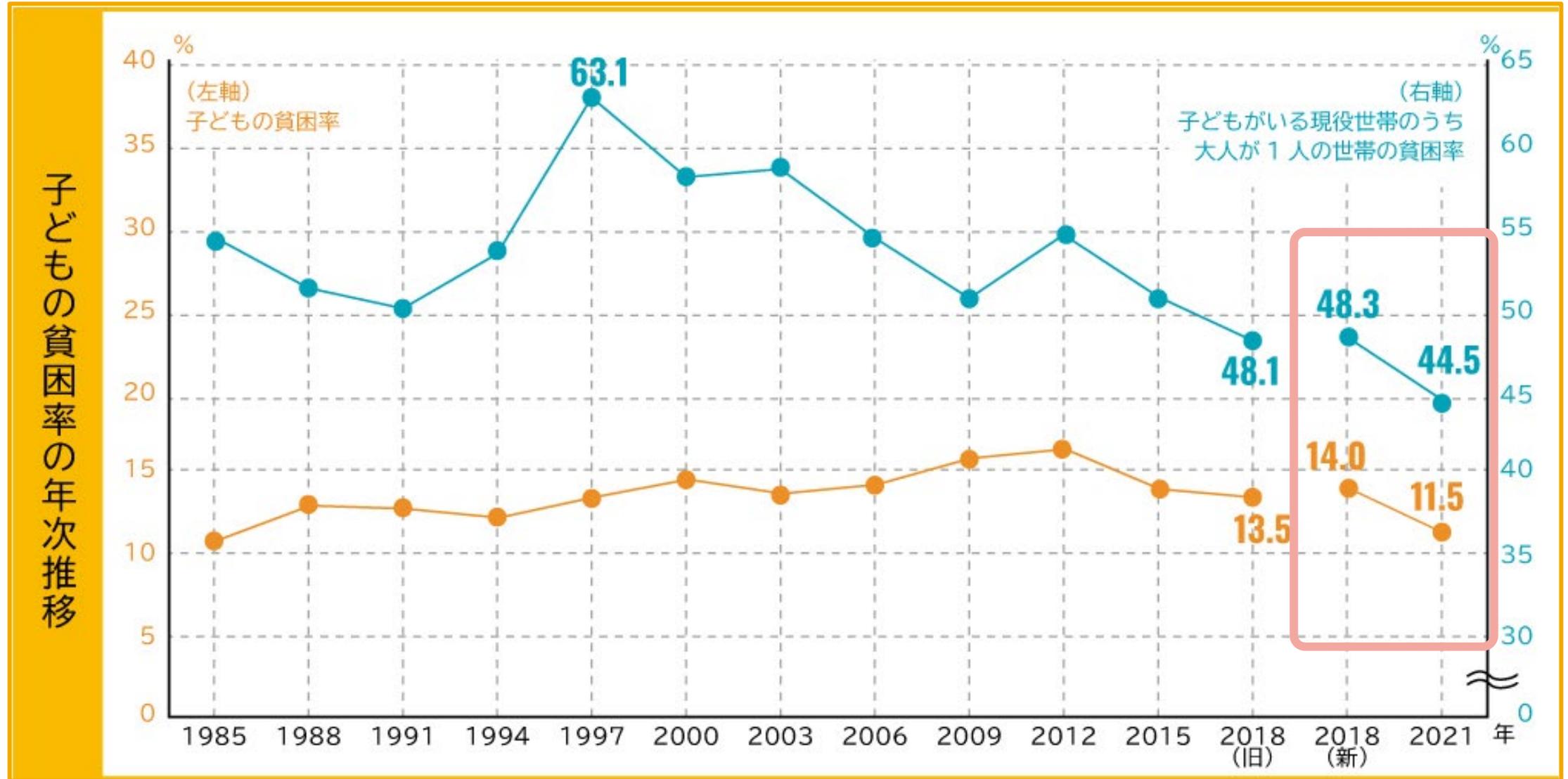
44.5%
ひとり親家庭の相対的貧困率
2世帯に1世帯



貧困線 127万円/年

※相対的貧困線の目安:可処分所得が約127万円未満
※厚生労働省「2022年国民生活基礎調査」より作成

■最新の子どもの貧困率

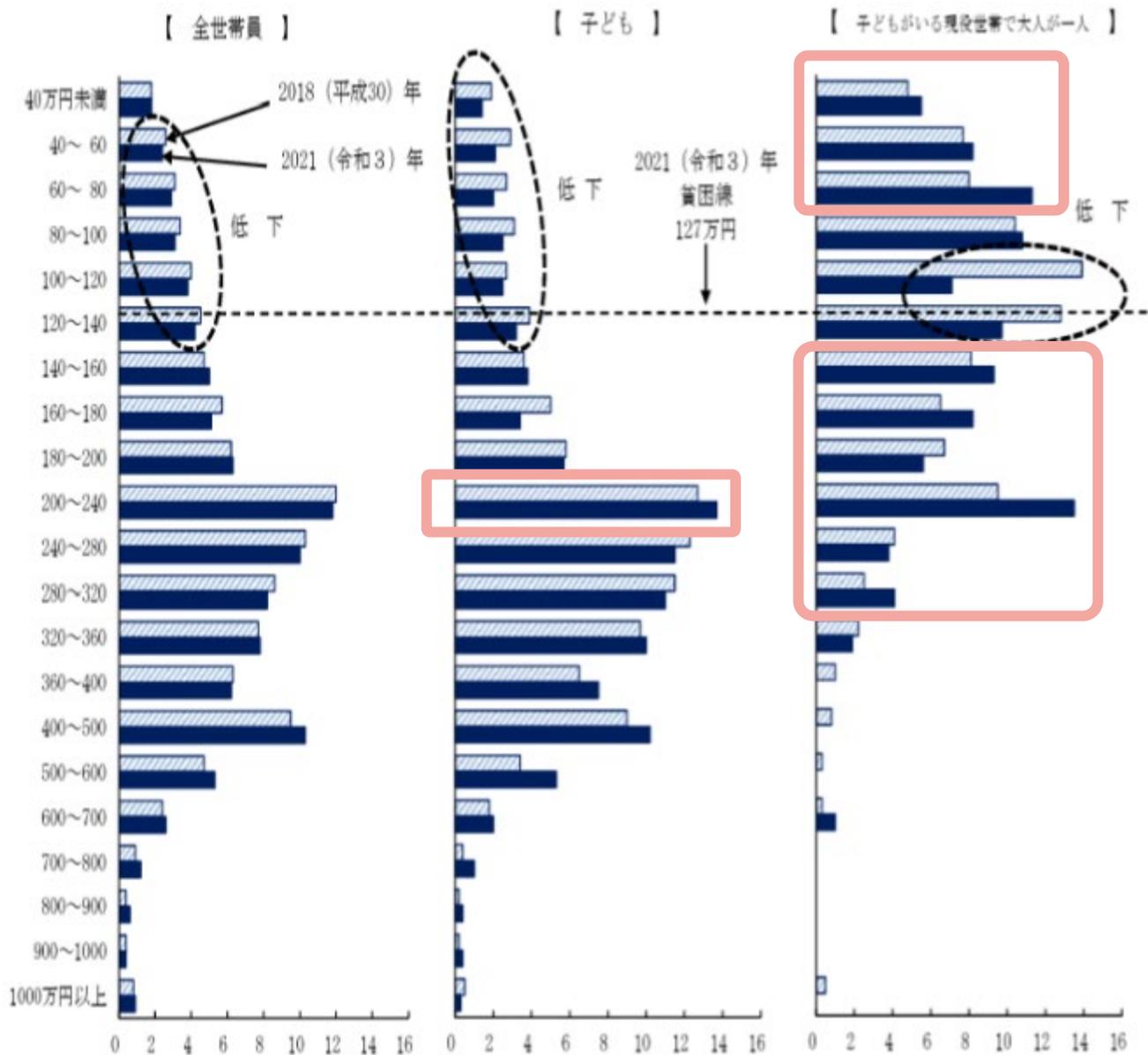


※厚生労働省「2022年国民生活基礎調査」よりセーブ・ザ・チルドレン作成

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>

■所得金額別の分布状況

図 14 等価可処分所得金額階級別世帯人員の相対度数分布



- ✓ 100万円未満のひとり親世帯の割合は増えている
- ✓ 200~240万円前後の世帯が増えている。貧困線以下ではないが、十分に子育てできる経済状況なのか？
- ✓ 格差が広がり、より厳しい層が取り残されている懸念

参考)

世帯の種類による平均所得額

- ・全世帯 545.7万円
- ・児童のいる世帯 785.0万円

※子育て世帯の実相を表しているのか？

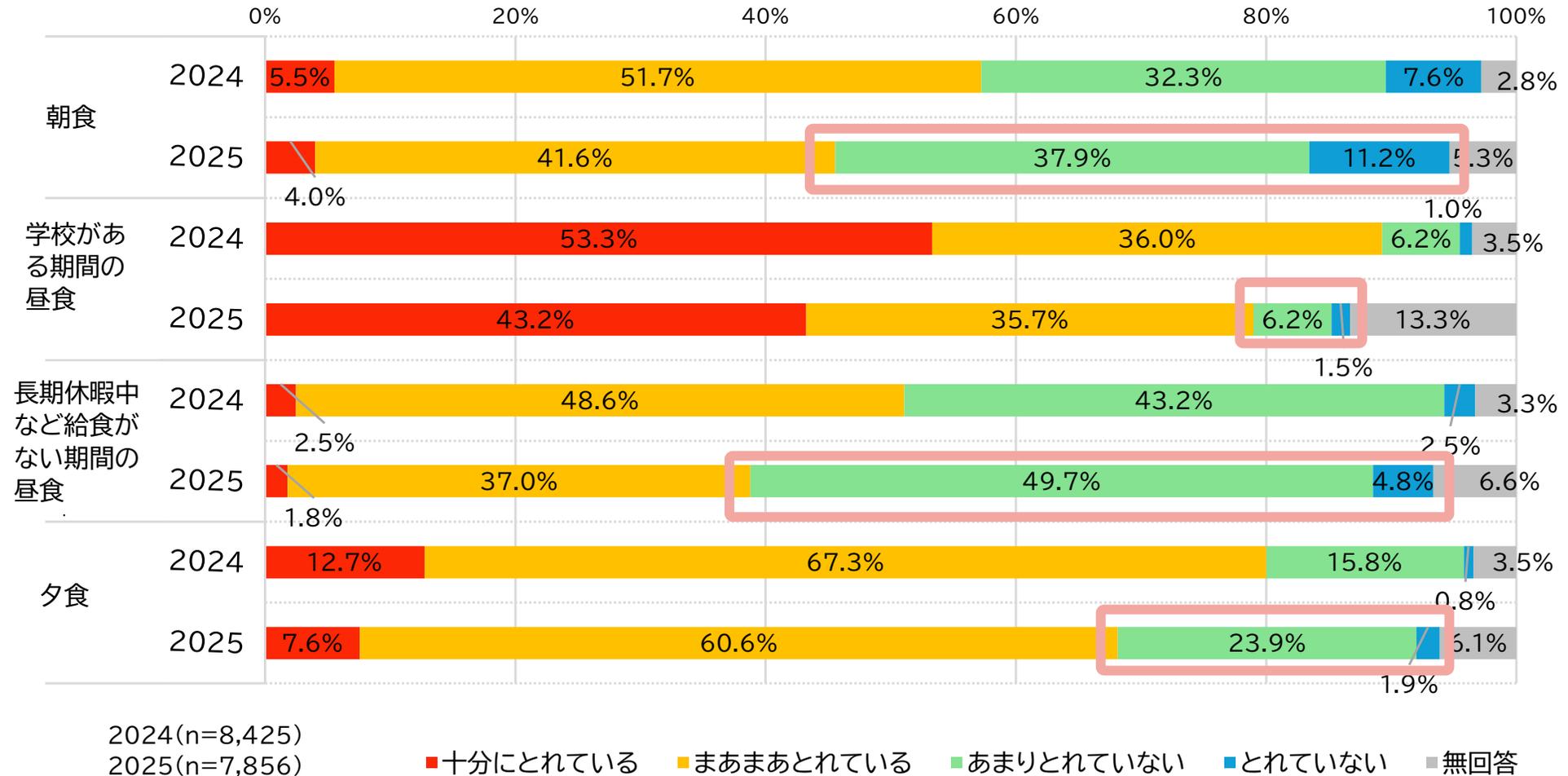
※厚生労働省「2022年国民生活基礎調査 結果の概要 II 各種世帯の所得等の状況」(2026年1月30日閲覧)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>

■ 経済的に困難な状況にある子どもの食生活の悪化

Q. あなたは、子どもが十分な量の食事がとれていると思いますか。(単数回答) ※2024年調査との比較

グラフ 11



「経済的に困難な子育て世帯の子ども1.4万人の食と生活の実態調査報告書」(2025年7月)

https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4761

■相対的貧困の「見えにくさ」を考える

うちはお金が無いので、必要最低限の学費や食費以外すべてを我慢するしか選択肢がない。
(東京都、新高1)

私は小中と修学旅行行かなかったです、親には別に行きたくないからっていいましたけど、お金かかりすぎ授業の一貫としてなら無料にしないと、移動手段でもお金かかって、これじゃあ行きたくても行きたいって言えないです、何かにつけてお金かかりすぎです、ちゃんと見てください、母子家庭では本当にギリギリの生活なんです、家族旅行なんて保育園以来行ったことないです、お小遣いも1度も貰ったことないし欲しいとも言ったことないです 現実をちゃんと見てほしいです
(愛知県・15~17歳・女性)

「3万人アンケートから見る子どもの貧困と子どもの権利に関する意識2024」(2024年11月)

https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4597

「経済的に困難な子育て世帯の中学・高校の就学費用負担に関する実態調査」(2025年10月)

https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4841

■所得だけでは見えづらい、子育て世帯の状況

私の為に両親が必死で仕事をしてしてくれているのはありがたいですが母が朝から次の日の朝までほぼ毎日働いていて 疲労や寝不足で死んでしまわないか、いつ寝ているのか凄く心配です。

母に聞いても大丈夫だよ!心配してくれてありがとう!しか言わないので この様な支援をして頂けるのは 私の心にも両親にも安心して一緒に落ち着いた時間と楽しい時間を一緒に過ごし、中学の準備が出来たことが凄く嬉しかったです。

(中1、女子、兵庫県)

貧困は親の収入だけで決めるのではなく子どもにも聞いて!子どもには子どもの世界があって友達付き合いも大変 周りの友達が裕福だと大変

(千葉県・13~14歳・男性)

「子ども給付金~新入学サポート2024~利用者アンケート調査結果報告書」(2024年7月)

https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4499

「3万人アンケートから見る子どもの貧困と子どもの権利に関する意識2024」(2024年11月)

https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4597

■子どもの貧困を考える –東京都の例–

◆3つの要素

①
低所得

②
家計のひっ迫

③
子どもの体験や
所有物の欠如

- ① 低所得
- ② 家計の逼迫：過去1年間の公共料金や家賃の滞納、食料・衣類を買えなかったなどの経験
- ③ 子どもの体験や所有物の欠如：毎月おこづかいを渡す、毎年新しい洋服・靴を買う、習い事や塾に通わせる、お誕生日のお祝いをする、1年に1回くらい家族旅行に行く、クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげるなど等が「経済的にできない」など

困窮層：2つ以上に該当
周辺層：1つに該当
一般層：いずれの要素にも該当しない

生活困難層

東京都福祉局「子供の生活実態調査」の結果について（2026年1月30日閲覧）
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/about/soshiki/koko/kikaku/oshirase/kodomoseikatsujittaityousakekka>

■家計のひっ迫、体験や所有物の欠如

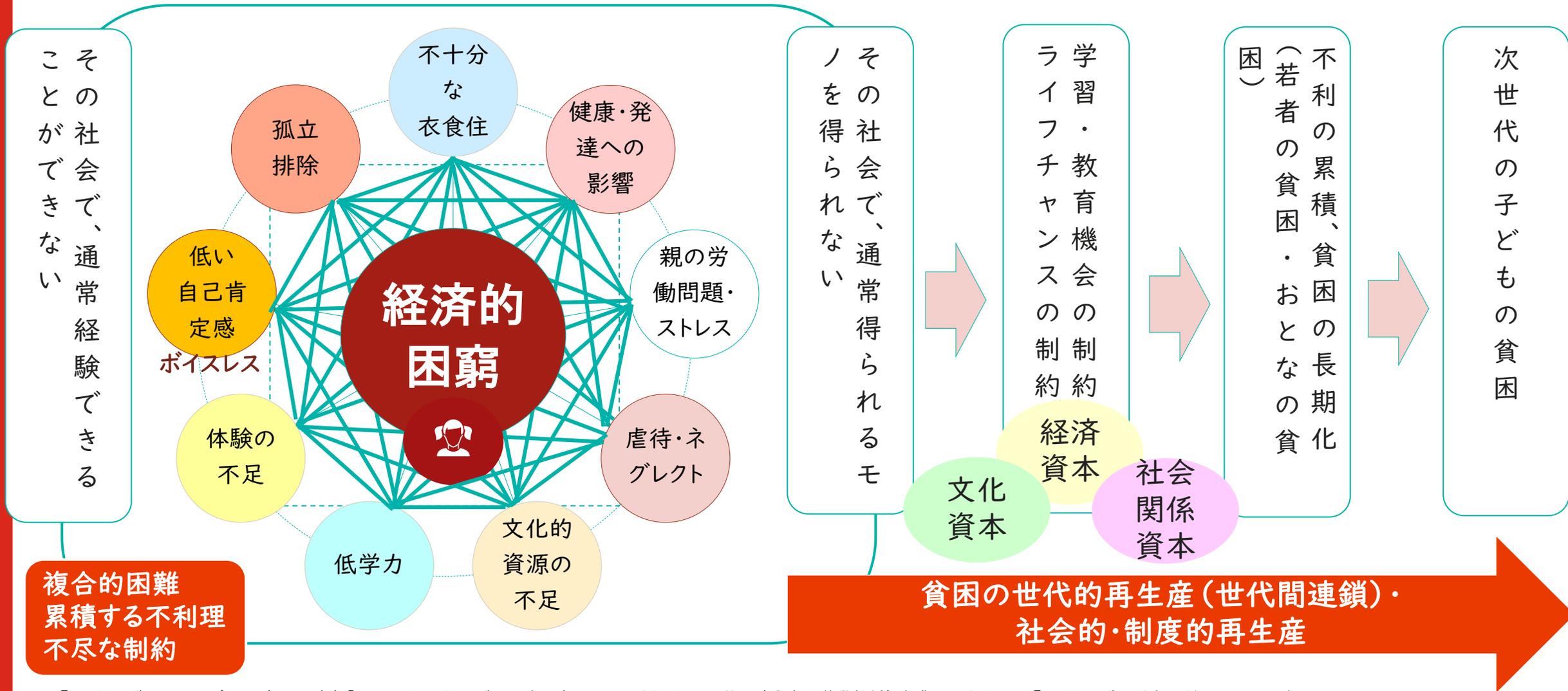
～子どもの貧困に関して、子どもの権利が守られていないと感じるときはという質問への自由記述～

- 生活に必要な物が買えないこと。空腹を我慢していること
(新潟県・15～17歳・男性)
- 長期休暇などの時に周りのみんなはどこか旅行に行っているがうちには行けない。
そこで差別を受けたりする 補助して欲しい
(熊本県・13～14歳・男性)

みんなが持っているものが買えなかったり、やっていることをいっしょにできなかったりするのはかなしい。
(中1、女子、岩手県)

塾にも通うお金はなく、家で勉強するのにも、テキストを買う必要があり、文房具にもお金がかかる。
(長崎県、中1)

■子どもの貧困のイメージ図



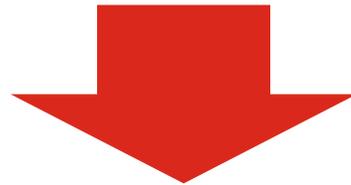
複合的困難
累積する不利理
不尽な制約

貧困の世代的再生産(世代間連鎖)・
社会的・制度的再生産

※『子どもの貧困ハンドブック』(2016年)「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク編から小西佑馬(長崎大学准教授)作成の図をもとに、『子どもに貧困を押し付ける国—日本』(2017年)山野良一著・光文社新書、『教育格差一階層・地域・学歴』(2019年)・松岡亮二著・ちくま新書、資料2-6 社会関係資本と学力 (mext.go.jp)・清水宏吉著・2011年を参考にしてセーブ・ザ・チルドレン作成

子どもの貧困は すべての子どもの権利の否定

国連総会は、子どもたちが経験する貧困の特殊性にかんがみ、
「子どもの貧困」とは単にお金がないというだけでなく、国連子どもの権利条約に
明記されているすべての権利の否定と考えられる、との認識を示した。



子どもの権利に根差し、子どもの声を聴きながら
子どもの貧困対策を推進することが不可欠

■子どもの貧困解消法における子どもの声を聴くことの重要性

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

■権利の主体としての子ども ~権利に気づき、伝えることで力を発揮~

高校生の声を国会議員に届けよう!~高校生のまなびとお金について~(2025年5~6月)



毎日の学校生活では、正直言うと
なんてお金って憎いだらうと思って
生活してるところがあって、なの
でこういう機会でもみんなの意見を
聞いてころが軽くなった。



高校生4人が、直接国会議員に自分たちの経験をもとに意見を届けた。

- まなびに関わる費用の実際、高校の完全無償化
- 物価高騰による学食の値上がりなど、高校生活のリアルな意見
- 私立高校から推薦入学の誘いがあったが、費用の面で進学を断念
- 通学制の高校にはあるさまざまな補助が、通信制高校には不足していること
など

■「今」を生きる子どもたち

意見交換を終えた、ある国会議員の感想 ～子どもたちの声が政策決定者に気づきをもたらした～

(注:子どもの時期は) 今は今しかないから、今すぐそれをやってくれないと自分たちにはやっぱり(注:政策が)届かないという皆さんの声をうけて、改めて政治の責任で、もっとスピードを上げて、子どものための予算をもっと増やしていくというのを、国会が責任を持ってやっていかないといけないんじゃないかと思った。



「【活動報告】高校生の声を国会議員に届けよう!～高校生のまなびとお金について～」(2025年6月)

https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4778

3. 地域で子どもの貧困を解消するために

■ なぜ子どもの貧困の解消のために、自治体・地域での取り組みが必要なのか？

「こども大綱」 第2 こども施策に関する基本的な方針

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

こども家庭庁「こども大綱」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222_policies_kodomo-taikou_21.pdf (2026年1月30日閲覧)

■なぜ子どもの貧困の解消のために、自治体・地域での取り組みが必要なのか？

「こども大綱」 第2 こども施策に関する基本的な方針

(4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

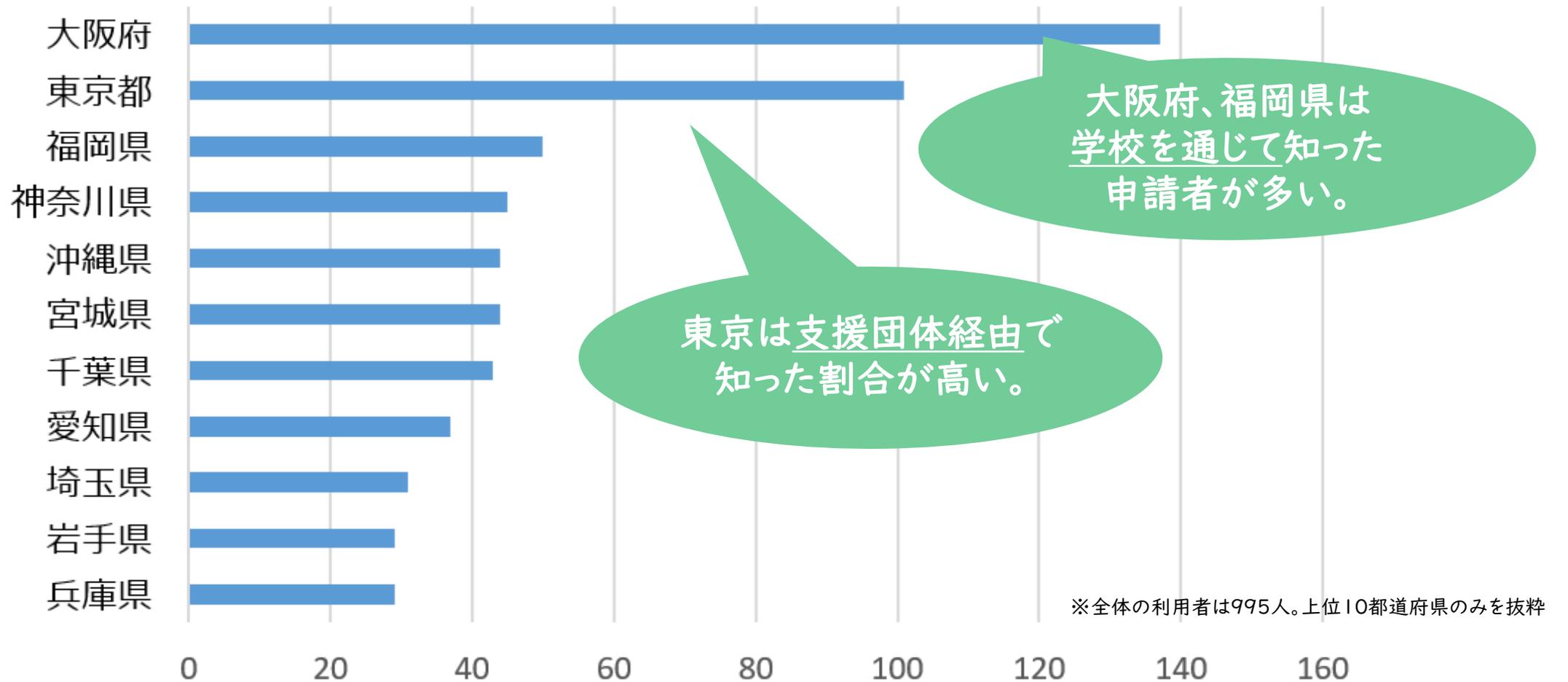
こども・若者や家庭に支援を届けるに当たっては、支援が必要でも自覚できないなどSOSを発すること自体が困難、相談支援の情報を知らない、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがある。こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。幼児教育や保育に携わる者、教職員、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員やボランティアなど、こども・若者の育ちや困難に対する支援、子育ての支援に携わる関係者が、こどもの権利を理解し、こどもの声を傾聴するゆとりを持てるよう、また、自身が喜びや幸せ、充実を感じられるよう、職場環境や活動環境等の改善に取り組むとともに、多様な人材の確保・養成、専門性や質の向上、メンタルケアなどを充実させる。

■なぜ子どもの貧困の解消のために、自治体・地域での取り組みが必要なのか？



■当事者の身近にいる支援者が関わること

給付確定者の多い都道府県



■ 役所の相談窓口や保健師の対応に対する保護者の受け止め

- 出産時、上の子をショートステイで預かって欲しいと言ったら、沢山お金かかるよと脅されて利用させてもらえなかった。 なんのためのサービスか分からない。
- 保健師さんの上から目線の対応に幻滅してしまい、産後ボロボロの身体と心で電話に出ないようにしたら市の職員を連れてこられ、ほぼ強制的に家に入ってきて虐待など無いか、家中を見渡されチェックされました。
- 保健師さんに「今回本当に経済的にきつくておむつもミルクも買えない状況で出産後お金をちょっとでも浮かせたい為に3日で退院しました。」と相談していました。そしたらミルクやおむつを集めてきてくれたり色々な支援がないか情報を集めてきてくれました。
- 区役所は相談してもあまり解決には至らない。地域のファミリーサポートの人、保育園の人に支えられました。
- 区の支援を通じた対応を受けられた事にととても感謝しています。いつも傾聴してくださる姿があり、安心がありました。私は何度もお世話になりましたが、みなさん親身に聞いて一緒に考えてくれました。

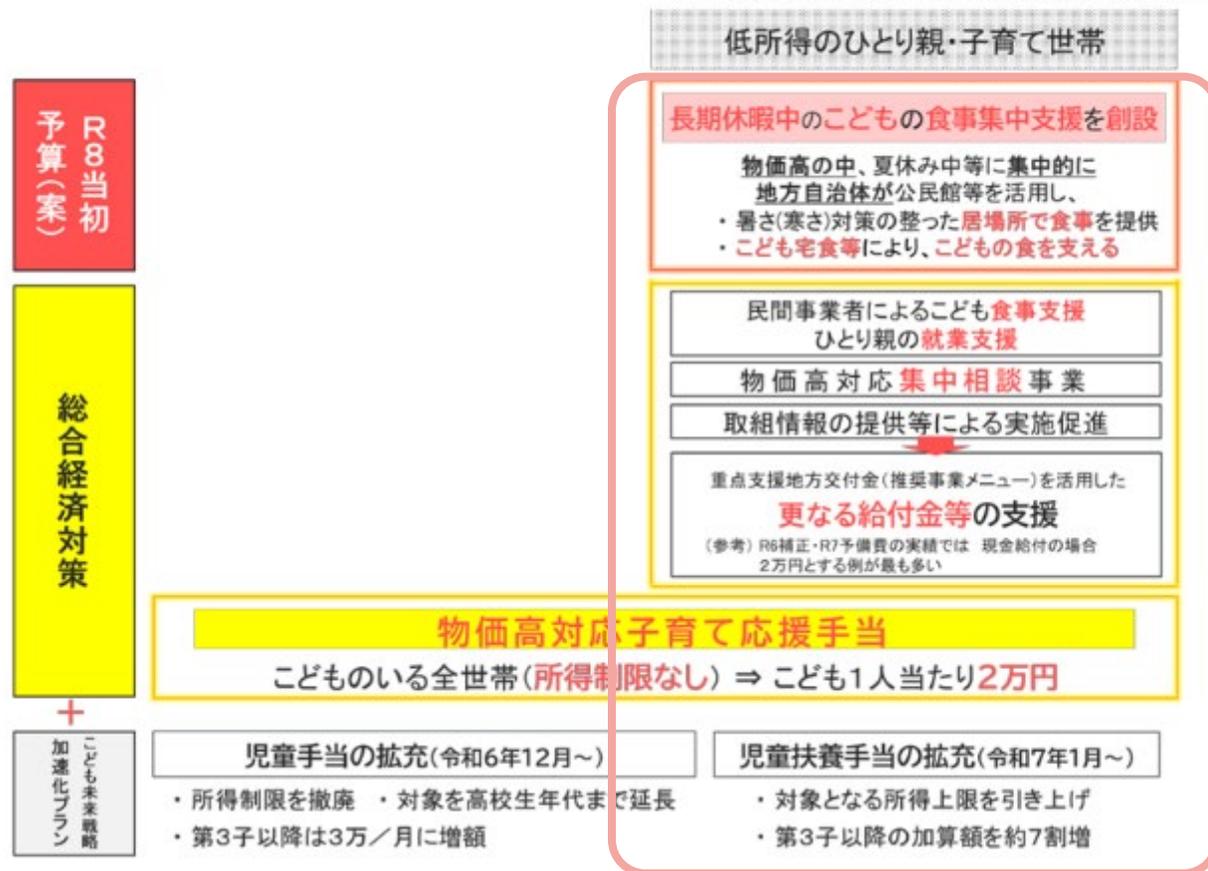
■どのように対応を進めていくか？

たとえば・・・

経済的支援に関して、最も効果的に子どもの貧困を削減できるのは、普遍的な給付を土台に低所得世帯に上乘せの給付を行う場合という指摘がある。

4-4 新規 **ひとり親・貧困家庭のこどもの食事等の集中支援を創設** 令和8年度予算案 11億円^(※)

(※)母子家庭等対策総合支援事業費補助金203億円の内数として執行



ユニバーサルな支援を
拡充しながら、
より困難な層への絞った
手厚い支援が重要
(まだ十分とは言えませんが…)

こども家庭庁「令和8年度予算案 主要施策集」(2026年1月30日閲覧)
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_re_sources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/d09bab0e/20251226_policies_budget_92.pdf

■どのように対応を進めていくか？ ～すべての子どもを対象とした対応～

支援を受けている子供と受けていない子供の境界線が子供たちに気づかれないような配慮があるといいと思います

(埼玉県・15～17歳・女性)

子ども食堂なども開催に地域差があり、また偏見の目などもありなかなかいけない。
(宮城県、女性、ひとり親世帯、50代以上)



■「子どもの貧困」の視点を持って子どもたちの声に耳を傾ける

食事の内容が違う。持っているものが違う。でも校則はみんな同じで髪型とか決まりがあるそんなに髪切りにいけない家はどうしたらいい？

そういうのも貧困なはずなのに当たり前のように校則違反になっても困る

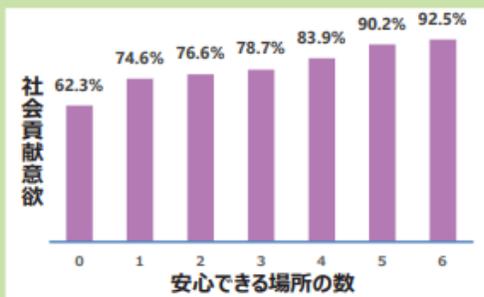
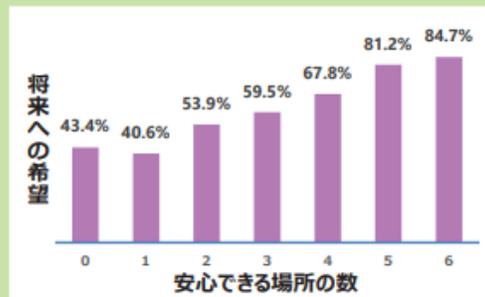
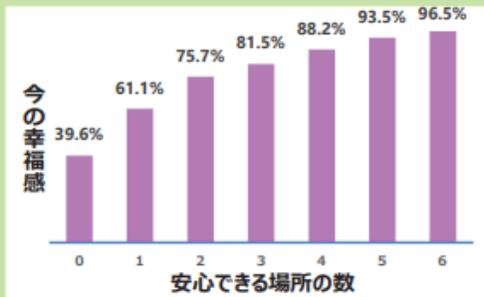
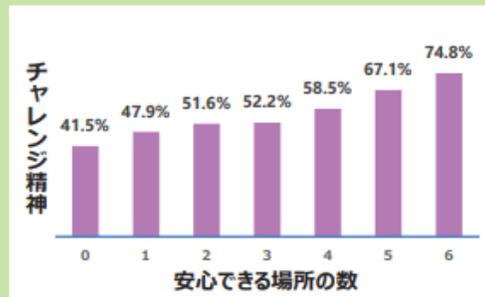
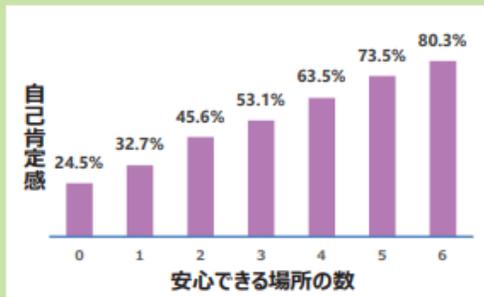
(千葉県・13~14歳・男性)

- 高校に入学するのに、思った以上に沢山お金がかかることがわかった。私が高校に入学することで家がより貧乏になった。高校で自分の好きなことをしたいけれど、とても難しい。
(高1、女子、鳥取県)
- いらぬ教科書とかがたまにあるので最初にちゃんと確認して欲しいと学校側におもいました。また、指定の服や小物じゃないといけないのはよく分からない。とくに靴は自由でいいと思った。
(高1、女子、東京都)

■安心できる場所がある・相談できる人がいること①

⑥安心できる場所の数と自己認識の関係

⑦相談できる人がいる場の数と自己認識の関係



安心できる場所の数（自室、家庭、学校、地域、職場、インターネット空間）の多さと自己認識の前向きさは、概ね相関。

※22年度のデータ



相談できる人がいる場（家庭、学校、地域、職場、インターネット空間）の多さと自己認識の前向きさは、概ね相関。

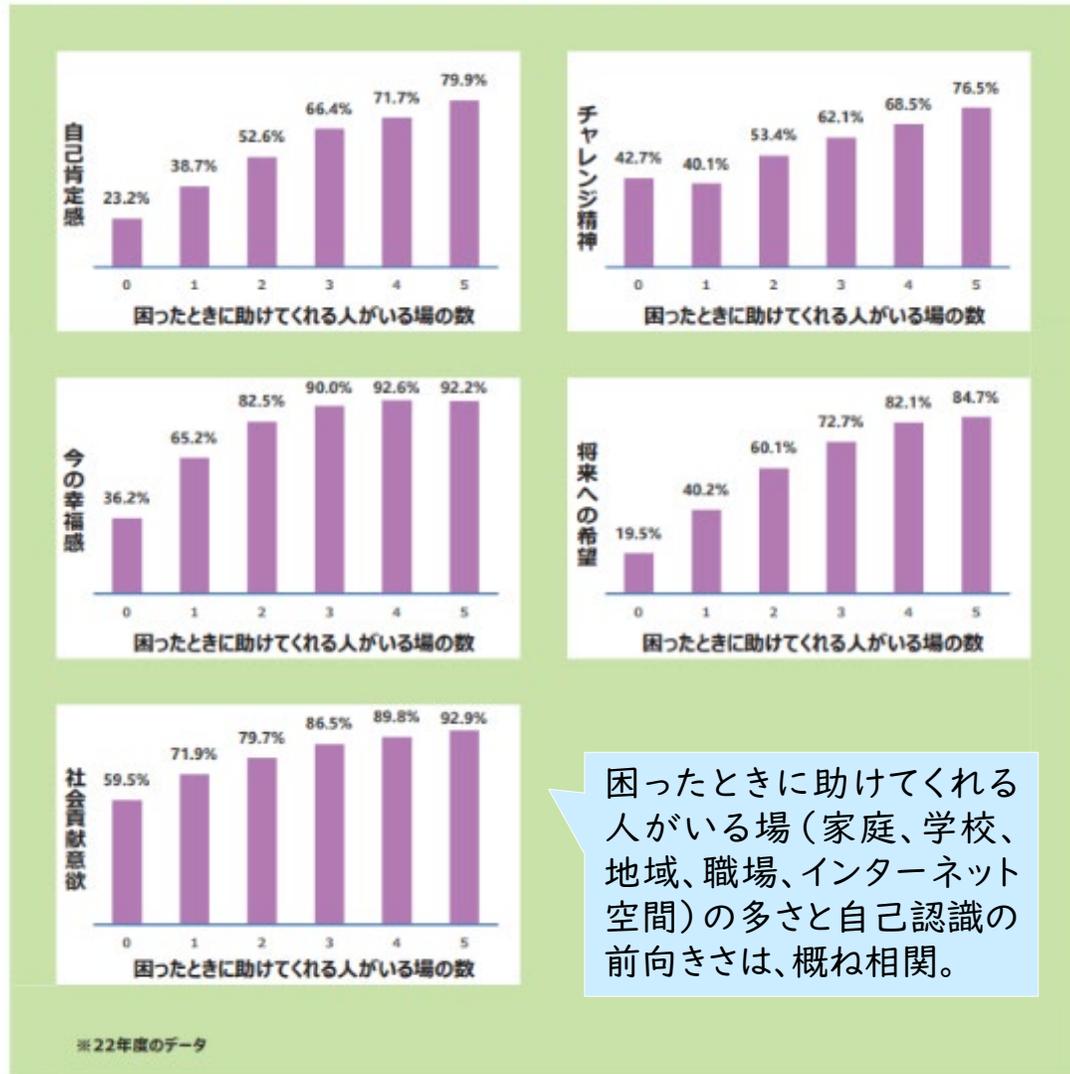
※22年度のデータ

こども家庭庁「子供・若者インデックスボード」※内閣府「子供・若者の意識に関する調査」をもとにしている。(2026年1月30日閲覧)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ba9285a8-96bc-4210-9e15-32d0a4f630fe/5f89e0dd/20230810_councils_shingikai_kihon_seisaku_0sqZmhOz_14.pdf

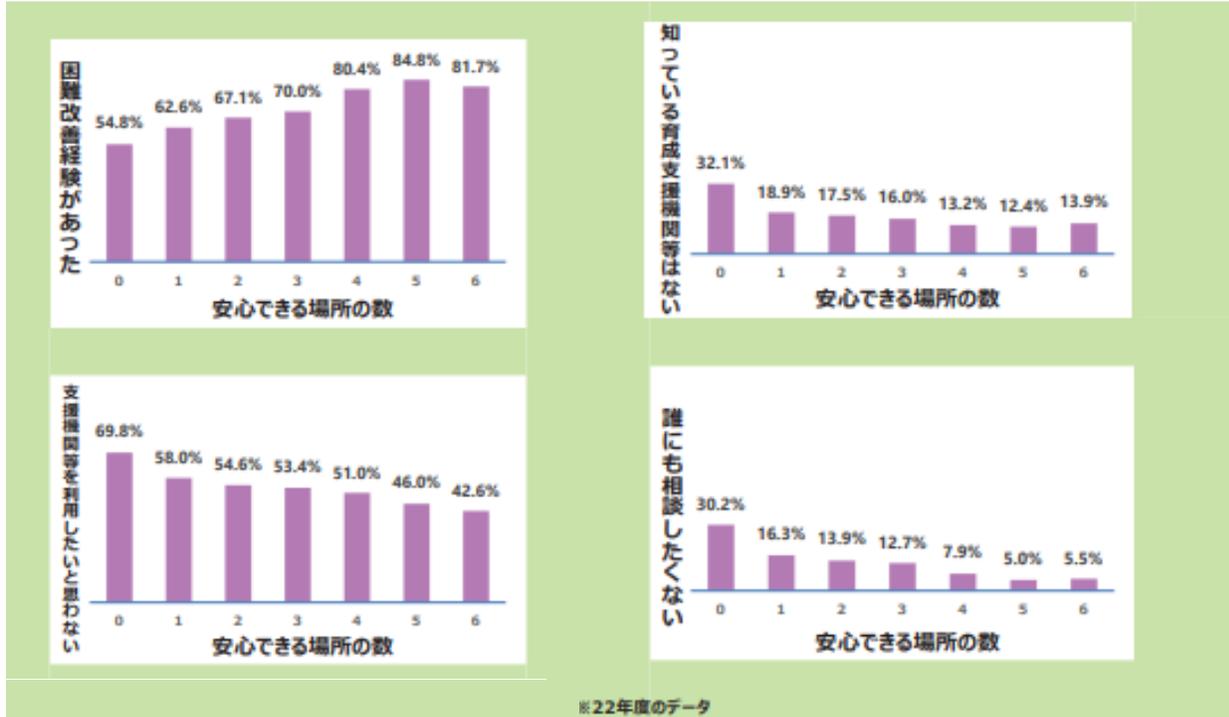
■安心できる場所がある・相談できる人がいること②

⑧ 困ったときに助けてくれる人がいる場の数と自己認識の関係



困ったときに助けてくれる人がいる場（家庭、学校、地域、職場、インターネット空間）の多さと自己認識の前向きさは、概ね相関。

安心できる場所の数との関係



居場所の数が少ない人ほど、困難な状態が改善した経験が少なく、支援希望や支援機関の認知度等も低い傾向がある

こども家庭庁「子供・若者インデックスボード」※内閣府「子供・若者の意識に関する調査」をもとにしている。(2026年1月30日閲覧)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ba9285a8-96bc-4210-9e15-32d0a4f630fe/5f89e0dd/20230810_councils_shingikai_kihon_seisaku_0sqZmhOz_14.pdf

4. まとめ・おわりに

■「子どもの貧困」も「子どもの権利」も認知度が下がっている



調査の背景

2019年に初めて、子どもの権利条約の認知度などの調査を実施して今回2回目の大規模調査。
2019年～2024年の間に子どもの貧困問題や子どもの権利を取り巻く政策状況は大きく変化。

2022年 こども基本法 成立、子どもの貧困率低下(13.5%→11.5%)
2023年 こども家庭庁 発足、こども大綱 閣議決定
2024年 子どもの貧困対策法改正→こどもの貧困解消法に

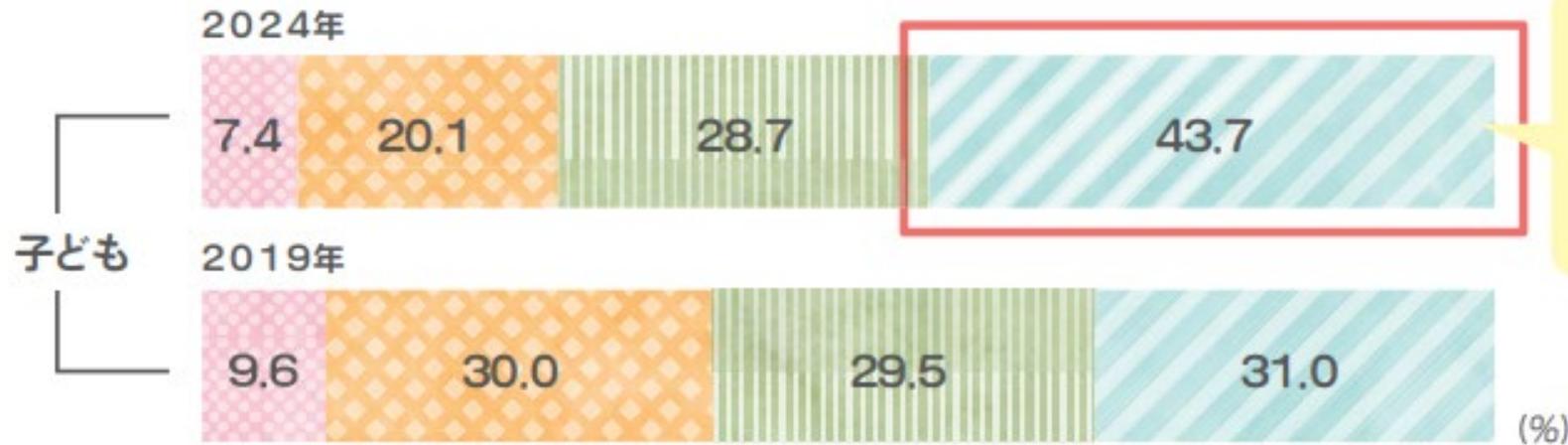


調査の目的

子どもの貧困問題や子どもの権利について社会の意識はどう変わったのか把握する
よりよい子どもの貧困対策を社会や政府、行政に求める

■「子どもの貧困」を「聞いたことがない」大人が半数

■ 内容までよく知っている
 ■ 内容について少し知っている
 ■ 名前だけ聞いたことがある
 ■ 聞いたことがない



2019年と比較し、子どもの貧困の実態について「聞いたことがない」と回答した子どもの割合は12.7ポイント増加しました。



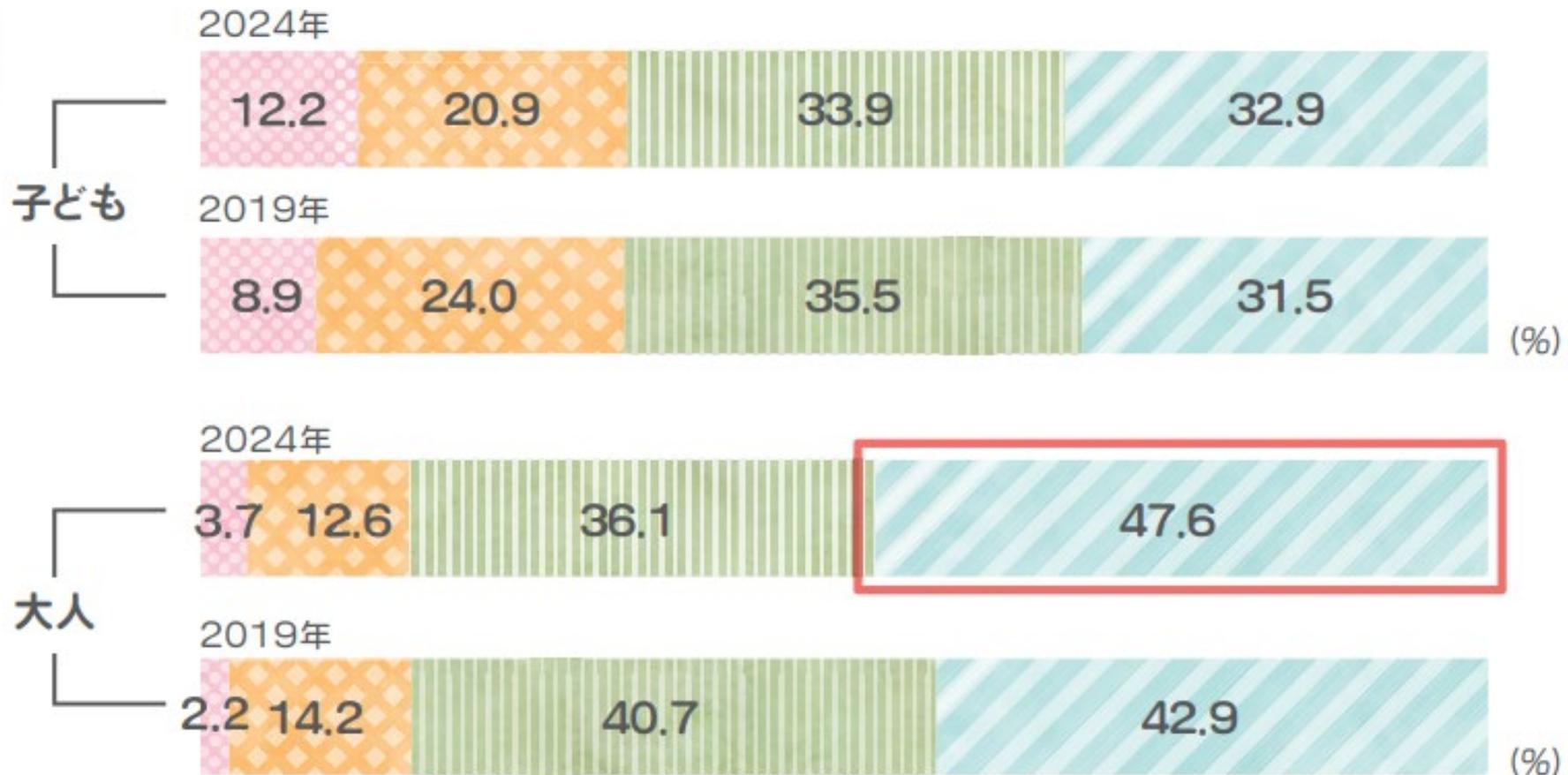
同じく「聞いたことがない」と回答した大人の割合は20.1ポイント増加しました。

■「子どもの権利」の認知度は、子どもも大人も低いまま

Q.12 子どもの権利条約について知っていますか。(単一回答)

内容までよく知っている 内容について少し知っている 名前だけ聞いたことがある 聞いたことがない

グラフ13



■一方で調査からは希望も…

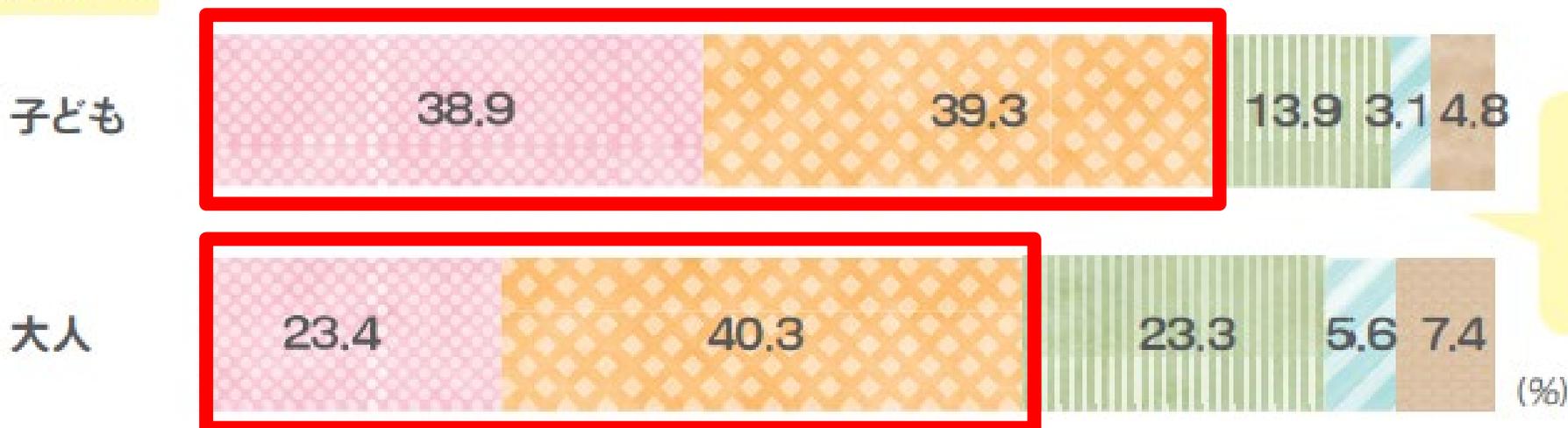
子どもの貧困問題は社会課題として優先度が高いという声が半数超え

Q.3 子どもの貧困問題は解決すべき社会問題として優先度が高いと思いますか。

(単一回答)

とても優先度が高い まあまあ優先度が高い どちらともいえない あまり優先度が高くない まったく優先度が高くない

グラフ 3



子どもも大人も「子どもの貧困問題は優先度が高い」と考える割合が高い。

■当事者の子どもたちが思う、声を聴くことへの期待

Q.8 現在の日本社会で、子どもの貧困対策として国や自治体が取り組むべきだと思うことを選択してください。(複数回答)



もっと真剣に実態を調べてもらいたい。無理だと思うが
(奈良県・15~17歳・男性)

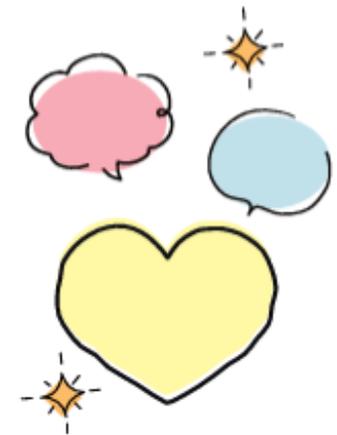
■ 子どもの貧困問題を解決するために、国や自治体にのぞむことはなんですか。

もっとお腹いっぱい食べたい

(京都府・13~14歳・男性)

貧困が理由で夢を諦めたくないです。

(宮崎県・13~14歳・女性)



ご清聴ありがとうございました。

子どもの権利を保障する視点から、
子どもの貧困の解消に向けて、自治体・支援者のみなさんが
子どもの声を聴き、連携して対策を推進されることを願っています。